

西脇東中学校区・黒田庄中学校区統合懇談会設置要領

1 設置

西脇東中学校と黒田庄中学校の統合校となる学校施設の良好な学習環境について意見交換等を行うに当たり、西脇東中学校区・黒田庄中学校区統合懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

2 所掌事項

懇談会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 西脇東中学校と黒田庄中学校の統合校の学校施設等に関すること。
- (2) その他委員長が必要と認めること。

3 組織

- (1) 委員は、次に掲げるものとする。

ア 学識経験者

イ 比延地区・黒田庄地区区長会

ウ 比延地区・黒田庄地区内小中学校 P T A 役員等

エ 比延こども園・黒田庄こども園保護者会役員等

オ 就学前児童保護者代表

- (2) オブザーバーは、比延地区・黒田庄地区内小中学校長とし、懇談会に対し、専門的な見地から助言又は協力を行うものとする。

4 委員長等

- (1) 懇談会に委員長及び副委員長を置き、委員長には学識経験者、副委員長には各地区の代表区長をもって充てる。
- (2) 委員長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- (3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 懇談会の運営

- (1) 懇談会は、委員長が招集する。
- (2) 懇談会の議長は、委員長をもって充てる。
- (3) 委員長が必要と認めるときは、委員及びオブザーバー以外の者を懇談会に出席させ、意見を聴くことができる。

6 事務局

懇談会の事務は、学習環境規模適正化推進担当部において処理する。

7 その他

この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、令和 6 年 3 月 26 日から施行する。